一般社団法人 自律神経免疫療法情報センター　　賛助会員規約

第 1 条 規約の範囲
本規約は、一般社団法人自律神経免疫療法情報センター（以下当法人とする）の定款に定める賛助会員となった個人に適用する。

第 2 条 賛助会員種別
当法人の賛助会員は、次の1種類とする。
個人賛助会員は、当法人の目的に賛同して入会の申し込みをし、理事会にて入会を承認された個人。
社員総会における議決権は有しない。

第 3 条 入会
当法人の目的に賛同し、入会した者を賛助会員とする。
賛助会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

第 4 条 賛助会員の入会承認の手続
入会申込み受付け後、理事会の承認および会費の入金の確認をもって賛助会員となる。
理事会は、入会申込者が、以下の項目の一つに該当する場合は、入会の承認をしない場合がある。
入会申込を拒否する場合において、当法人は申込をした個人に、入会申込拒否の理由を説明する必要がないものとする。

1. 当法人の趣旨に賛同していないと判断した場合。
2. 入会申込書の記載内容に虚偽の記載があったことが判明した場合。
3. 自身の施術や治療行為の向上を目的として、当法人での活動をそれに取り入れようとする場合。
4. 政治、宗教及び営利活動を目的としている場合。
5. その他、当法人が入会を適当でないと判断した場合。

第 5 条 年会費および支払い方法
賛助会員は、理事会において定める年会費を所定の方法にて納入するものとする。
一旦支払いを受けた年会費は、理由の如何を問わず払い戻しは行わない。
ただし、入会承認が不成立の場合は、振込み手数料等を差し引いて返金する。
当法人は、賛助会員への事前の告知をもって、年会費を変更することができるものとする。
賛助会員は、年会費のほかにセミナー等による別途参加費等が必要となった場合は、これを支払うものとする。
年会費および参加費用等は、当法人指定の金融機関口座への振込みによる方法で支払うものとする。
なお、支払いに伴う振込み手数料等は、賛助会員の負担とする。
年会費および参加費用等は前納で支払うものとする。
（年会費） 2022 年 10 月現在
賛助会員 10,000 円
入会月が年度の途中だった場合、賛助会員の場合は月額1,000円として、当法人が定める年会費の期限までの残りの月数分を納入することとする。

第 6 条 有効期間
賛助会員資格の有効期間は毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 ヶ年とする。

第 7 条 特典
賛助会員は、理事会で定めた特典（会報紙の送付、講演会やセミナーの割引、協賛企業の取扱商品を特別価格で購入できる ）などを受けることができる。また、特典は賛助会員の同意なく理事会の決議で、その内容を適宜、変更することができるものとする。特典を変更した場合は、当法人のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当法人が適切と判断する方法により変更内容を告知する。

第 8 条 退会
賛助会員が退会を希望する場合、当法人に対し当法人所定の退会手続を行う必要がある。
賛助会員は、退会手続を行うことにより、翌月末日をもって退会することができる。なお、賛助会員は退会手続きを行った日から退会日までの期間の会費及び諸費用を支払う義務を負う。また、すでに支払われた費用に関しては、一切返金しないこととする。

第 9 条 会員除名
当法人の理事会は、賛助会員が以下の項目の一つに該当する場合は、当該賛助会員に対し事前に通知及び勧告するこ

となく、当法人から除名することができる。

1. 年会費やセミナー等による別途参加費等が支払われない場合。
2. 当法人の名誉や信用を傷つける行為、秩序を乱す行為や、公序良俗に反する行為をした場合、または本規約に違反した場合。
3. 当法人の活動やセミナーなどで知り得た情報や秘密などを、無断撮影、録音、Facebook、ブログなどの SNS に投稿する行為。
4. 当法人、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合。
5. 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流した場合や、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があった場合。
6. 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合。
7. 当法人の会員間における宗教活動、政治活動、または営利活動等を行った場合。
8. 当法人で学んだことや知った内容を、営利非営利に関わらず治療や施術行為に取り入れた場合。
9. その他、当法人が賛助会員としてふさわしくないと認めた場合。

第10 条 変更の届出

賛助会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当法人所定の様式で当法人に変更の届出を行うものとする。前項の届出がなかったことで賛助会員が不利益を被った場合であっても、当法人は一切その責任を負わない。

第11 条 規約の改定、諸費用の変更

本規約の改廃は、理事会の決議を経るものとし、賛助会員の同意なく本規約の内容を適宜、変更できるものとする。なお、改定した本規約等の効力は賛助会員に及ぶものとする。本規約を変更した場合、当法人のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当法人が適切と判断する方法により変更内容を告知する。

第12 条 個人情報の保護および通信の秘密の確保

賛助会員の個人情報は、プライバシーポリシーに基づき、当法人が厳重に管理する。登録した自己の電子メールアドレスおよびその他の個人情報を、当法人が特典を提供する目的で利用することに同意するものとする。

第13 条 準拠法および専属的合意管轄裁判所

本規約は日本法に準拠し、本規約および定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。本規約に関して訴訟等の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14 条 遵守事項

当法人の賛助会員は次の各項の禁止事項を遵守するものとする。

1. 選挙活動、宗教活動、営利活動を目的とした行為、または営利非営利を問わず会員同士で物品の売買や金銭のやりとりを目的とした発言や行為。
2. 治療家を称する人また、施術や治療行為を行っている人が、営利非営利を問わず会員に対しての治療や施術行為。
3. 当法人の活動やセミナーなどで知り得た情報や秘密などを、無断撮影、録音、Facebook、ブログなどの SNS に投稿する行為。
4. 他の会員またはその家族その他第三者のプライバシーを侵害する行為、これらの者の個人情報の全部または一部や肖像を掲載する行為、これらの者に対する誹謗中傷、いやがらせ、侮辱、差別など名誉を傷つけるすべての行為。
5. 当法人の活動で知り得た、他の会員の情報を他人に漏洩、開示する行為。また、当法人で知り得た、文書、図形、情報等を無断で修正、変更し、当該文書や図形、情報等に関する信頼性を損なう行為。
6. 他の会員、または第三者に迷惑や不利益を与える行為。
7. 当法人の運営、業務を妨げるすべての行為。
8. その他、当法人が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為。

お問い合わせ・入会のお申し込みは、一般社団法人自律神経免疫療法情報センターまで
TEL：03-5304-0840 FAX：03-5304-8438